



港区新橋5-15-5  
交通ビル 3F  
国労東日本本部  
発行責任者 佐藤 勝雄  
編集責任者 伊藤 隆夫

2005年9月16日  
第631号  
定価 20円  
組合員の購読料は  
組合費に含まれています

もう一人の仲間を国労に  
**国労加入を  
大胆に訴えよう**  
アドレス <http://www.e-nru.com>

# 政府は JR東日本は アスベスト 対策を怠った 責任をとれ!



この間、JR関係でも7人がアスベストの労災認定を受けましたが、すでに6名が死亡しています。マスコミ各紙は「直ちに全面使用禁止せよ」「政府は、公害問題として対策を」と厳しく指摘しています。

国労東日本本部は、JR東日本のアスベスト使用の実態及び具体的対策の確立、下請け労働者を含む全労働者の健康被害をこれ以上広げさせないために、JR東日本の社会的責任の履行を求め7月20日、JR東日本に対する緊急申し入れをしてきました。

(9月9日の本社交渉の主な経過は裏面を参照してください)

写真撮影：カメラマン今井明さん



石綿(アスベスト)による健康破壊は、クボタによる6月末の公表以降、次々と明らかとなっています。これまでに公表されたものだけでも、中皮腫や肺ガン等で死亡した人は700人を超え、石綿(アスベスト)による被害がかつてなく広がるなど、事態は極めて深刻なものとなっています。さらに、政府が統計をはじめた95年以降中皮腫による死亡者は6000人を超え、今後40年間で10万人にのぼると言われています。

こうしたもとで政府は8月26日、アスベスト問題に関する関係閣僚会議を開き、石綿による健康被害に対応するために、特別立法で救済する方針を決定し、2008年の石綿全面禁止の前倒しを検討する事を明らかにしました。しかし、政府として、具体的行政責任を明確に認めず、今後とも精査する必要があるに止まっています。

これまでに明らかとなったことは、安全対策も不十分なまま大量の石綿の製造と使用を続けてきた企業と1972年にアスベストの危険性を認識しながら長期にわたって使用を容認してきた政府の責任がますます明確となってきていることです。

## 「奇跡の鉱物」が人々の生命を奪う

アスベストは、熱に強く、燃えにくく、電気を通さない、薬品に強く腐食しない、曲げる力や引っ張ったりにも強い、安価という特徴があり、「奇跡の鉱物」ともいわれ、工業用から電気製品、日用品など約3000種にのぼる広範囲に使用されてきました。特に、天井、壁材、スレート瓦など建築材として全体の9割が使われています。



公共施設での除去作業

1960年代の高度成長期から大量に使われ、70年代から90年代初めにかけて、アスベスト輸入のピーク期を迎えました。日本にアスベスト輸入された量は、1930年代から総計990万トンに達します。

## 1988年からアスベストの危険性を知っていた JR東日本

1988年当時、北斗星の食堂車にアスベストが使用されていることが発端となり、国会でもJR東日本のアスベスト問題が審議されました。当時、JR東日本は、アスベスト対策として「昭和49年までに製造されていた車両約1700両(アスベスト使用の車両)について、昭和63年度以降年間200~300両の割合でアスベストの除去を行う」ことを明らかにしていました。しかし、本年8月4日に公表されたJR東日本の「緊急調査結果」では、今なおアスベストを使用している車両が133両あることが明らかにされています。

すでに1988年当時からアスベストの危険性を知っていたJR東日本のアスベストに対する安全対策のあり方を含め企業としての責任が改めて問われています。

JRでは、アスベストは、車両だけでなくボイラー等の暖房管や建物にも広く使用されていることは、8月23日付朝日「3700駅でアスベスト使用」の報道で明らかです。しかも、この間職場にはアスベストの危険性を知らせないまま、安全対策を怠ってきた責任は極めて重大です。

いまJR東日本に求められていることは、何よりも下請け労働者を含め、JR東日本の関連で働いている全ての労働者の生命を最優先して、アスベスト使用の実態を正確に公表し、アスベスト除去計画および健康被害防止対策や救済に責任を持ち、企業およびJR東日本グループとしての社会的責任を果たすことです。



天井にアスベスト・子供がつついた穴(都内小学校)

# JR東日本と国交開催 アスベスト 国労は下請け・関連労働者の要求 特殊健康診断を

9月9日

## JR東日本 H18年度までにアスベスト車両を新車に取り替え

組合：建物などに対するアスベストの使用状況、使用箇所、含有量を調査、把握し公表すること。

J R：この間24000棟の建物を対象にアスベストの吹きつけ材として使用されているか目視調査を実施。現在1300棟の建物を対象にアスベスト含有量の調査を実施中。調査機関として2～3ヶ月必要となる。

組合：断熱材などに対する調査は、実施しないのか。

J R：特に調査する必要はないと考えている。飛散する可能性は極めて低い。

組合：当面、緊急に対策が必要な箇所は、何カ所あるのか。

J R：これまでマスコミに報じられている駅などについては、囲い込み等の対策は終了している。現在、早急に対策が必要な箇所として、東京支社管内で4カ所、大宮支社管内6

カ所、盛岡・秋田支社管内で各1カ所。この12カ所は、アスベストの吹きつけではないが、含有しているカ所。組合：1300棟の調査結果を明らかにすること。

J R：調査結果がまとまりたい。

組合：昭和63年当時から、車両へのアスベスト使用が国会でも問題にな

ったが、現在のアスベスト使用車両数と具体的対策を明らかにすること。

J R：現在、アスベストが使用されている車両は、最大で133両。18年度末までに、新車への取り替えを図り、残った車両がある場合はアスベストを除去していく。現在、新車投入等について検討中。

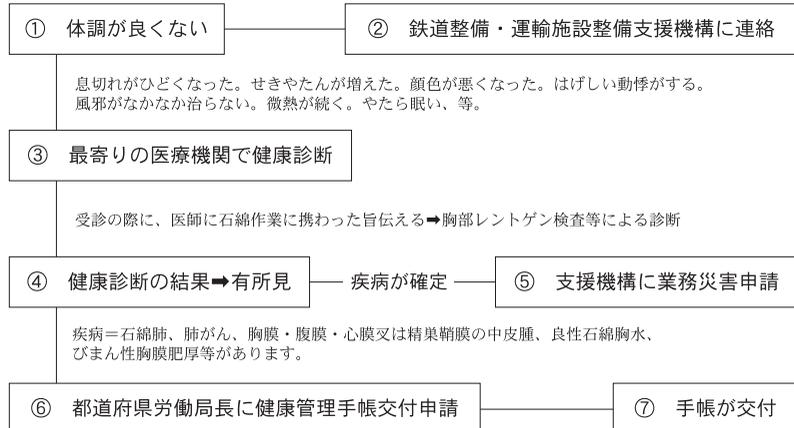


除去作業（民間施設）

### 責任の所在と災害認定

厚生労働省は7月15日、通達（基発0715001号～0715005号）を発し、「退職した石綿従事者の健康管理について」の対策方針を打ち出しました。その内容は、事業者の責任として、退職者の把握、労災補償制度の仕組みなどの周知徹底を求めています。責任の所在は、JR時に石綿を「ばく露」し発症すればJRに、国鉄時代に石綿を「ばく露」し発症すれば、それを引継いだ現「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が「業務災害」（労災適用ではなく）として認定し救済することになります。

### 健康管理手順



- ※ 国労は、③の段階から支援機構が実費負担とすべきと主張しています。（現時点の支援機構の回答→検討させてほしい。よって、②に連絡の上、領収書は保管しておいて下さい）
- ※ 診断の結果、④の「疾病の内容」となれば、そこから業務災害の適用となります。

### 「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」問い合わせ先（相談窓口）

- ★お住まいが福井、岐阜、愛知、三重県以東の方  
国鉄清算事業本部 東日本支社総務課 電話＝048-650-9537
- ★お住まいが京都、滋賀、奈良、和歌山各県以西の方  
国鉄清算事業本部 西日本支社総務課 電話＝06-6304-3076

## JR東日本OBの健康診断を検討中

組合：現在実施中のアスベストに関する特殊健康診断の希望者数、JR発足以降退職したOBに対する対策を明らかにすること。

J R：特殊健康診断への希望者数は、9月9日現在4800人。OBについては、厚生労働省よりOBに対する健康診断について依頼が来ており、現在検討中。今後、過去の特殊健康診断の実績のある者などを対象に、実施する場合は特殊健康診断の費用はJR東日本が負担することとなる。

組合：車両センターなどでは、下請け労働者もJR社員と同様の作業に従事しており、健康診断の実施を検討すべきだ。

J R：組合側の意見は受け止めるが、他の企業であり明言できない。

（詳細は業務連絡報を参照）



「がん」の生涯保障<21世紀がん保険>	
BESTプラン・1倍	ご本人の保障
初めて診断されたとき	＜一時金として＞ がんの場合 100万円 上皮内新生物の場合 10万円
入院したとき	1日につき 10,000円
手術を受けたとき	1回につき 20万円
高度先進医療を受けたとき	技術料に応じて 6～140万円
通院したとき	1日につき 5,000円
がんで死亡したとき	10万円

・保険期間：終身・契約年齢：満3歳～満80歳・解約払戻金0コース  
＜引受保険会社＞  
自信があります。私の医療保険。

AFAC アメリカンファミリー生命

東京第三営業本部 第三支社 ☎03-3344-1889  
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

がん以外の「病気・ケガ」の生涯保障<特約MAX21終身タイプ>	
ケガの保障は90歳までとなります。	ご本人の保障【本人型】
病気で入院したとき	1日につき 5,000円 (1日目から)
ケガで入院したとき	1日につき(手術の種類により) 5・10・20万円

・保険期間：終身(ケガの保障は90歳までとなります)・疾病・災害入院給付金日額5千円  
・契約年齢：満3歳～満80歳(本人型)・1回の入院については124日まで保障 ※日帰り入院(1日入院)とは、入院日＝退院日の入院で、入院料の支払いの有無で、入院であるかどうか判定されます。

◎詳細はパンフレット、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

■募集代理店

アベニール 株式会社

TEL 03-3437-6810 FAX 03-3437-6822

〒1105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3F

AFN広告-2003-015-0402051 2月21日